

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十一条の七の規定に基づき
農林水産大臣が定める海域及び漁具の制限を定める件

平成30年6月29日
農林水産省告示第1480号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第九十一条の二第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する高度回遊性魚類資源を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十五条第一項の農林水産大臣が別に定めて告示する高度回遊性魚類資源は、次のとおりとする。

びんなが、くろまぐろ、めばち、かつお、きはだ、すま、ひらそうだ、まるそうだ、しまがつお科の魚、ふうらいかじき、まかじき、くろかじき、しろかじき、ばしょうかじき、めかじき、しいら、えびすしいら、かぐらざめ、うばざめ、おながざめ科のさめ、じんべいざめ、めじろざめ科のさめ、しゅもくざめ科のさめ及びあおざめ科(ねずみざめ科)のさめ

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(平成十七年農林水産省令第八十一号)の施行の日から施行する。

附 則 （令和二年一月一六日農林水産省告示第二二二六号） 抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。